

(案)



岡 賃 審 第 号
令和 8 年 9 月 30 日

岡 山 労 働 局 長
森 實 久 美 子 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無
について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 3 日付け岡労発基 0703 第 2 号及び 7 月 30 日付け岡労発
基 0730 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け
慎重に審議を重ねた結果、改正決定の必要性ありとの結論を得た旨当該部会長から報
告があったので、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定による議決に基づき答申する。